

「ＪＡの投信つみたてサービス」取扱規定の改正について

以下の規定につきまして、2025 年 1 月 1 日付で改正を行います。

「ＪＡの投信つみたてサービス」取扱規定

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 （省略） 第 3 条（申込方法） お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。 2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積投資規定に定める累積投資契約を締結するものとします。ただし、すでに契約済みである場合はこの限りではありません。 3 本サービスの契約は、1 指定銘柄につき 1 契約に限るものとします。 ただし、「農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶね」に関しては、<u>非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約において 1 契約、それ以外の契約において 1 契約</u>の最大 2 契約に限るものとします。 第 4 条～第 12 条 （省略）	第 1 条～第 2 条 （同左） 第 3 条（申込方法） お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。 2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積投資規定に定める累積投資契約を締結するものとします。ただし、すでに契約済みである場合はこの限りではありません。 3 本サービスの契約は、1 指定銘柄につき 1 契約に限るものとします。 ただし、「農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶね」に関しては、<u>特定口座と非課税口座の特定非課税管理勘定において 1 契約、一般口座と非課税口座の特定累積投資勘定において 1 契約</u>の最大 2 契約に限るものとします。 第 4 条～第 12 条 （同左）

以 上